

地域保健対策の推進に関する基本的な指針の改正の概要（案）

1 ソーシャルキャピタルを活用した自助及び共助の支援の推進

(1) 「地域保健対策の推進の基本的な方向」に「自助及び共助の支援の推進」として、次の事項を追加する。

- ・地域のソーシャルキャピタル（※）を活用し、住民による共助への支援を通じて、多様化、高度化する住民のニーズに応えたサービスを提供する必要があること。
- ・都道府県及び市町村は、地域保健対策を講じる上で重要な社会資源について十分に調査し、ソーシャルキャピタルの核となる人材の育成に努めるとともに、学校、企業といったソーシャルキャピタルの場の積極的な活用を図る必要があること。

※ 地域に根ざした信頼や社会規範、ネットワークといった社会資本等

(2) 「保健所及び市町村保健センターの整備及び運営に関する基本的事項」

(ア) 保健所の運営に関する「企画及び調整の機能の強化」に次の事項を追加する。

- ・ソーシャルキャピタル等の地域資源を活用した健康づくりを推進すること。

(イ) 市町村保健センターの運営に次の事項を追加する。

- ・ソーシャルキャピタルを活用し、地域のNPO、民間組織などと連携した事業の展開に努めること及び市町村健康づくり協議会等の運営に当たって、それらの民間組織などの参画も得て、地域の健康課題の共有化と一体的な取組の推進をすることが望ましいこと。

(3) 「地域保健対策に係る人材の確保及び資質の向上並びに人材確保支援計画の策定に関する基本的事項」の「人材の確保」に次の事項を追加する。

- ・市町村は、地域のソーシャルキャピタルの核となる人材の発掘と育成、学校や企業などとのつなぎ役となる人材の確保についても計画的に実施すること。
- ・国は、健康なまちづくりの全国的な推進のため、健康づくりの取組みにおいてソーシャルキャピタルの核となる人材の育成支援に努めること。

(4) 「その他地域保健対策の推進に関する重要事項」の「地域住民との連携及び協力」に次の事項を追加する。

- ・住民参画型の地域のボランティア及び自助グループの活動に加え、地域の企業による活動の積極的な展開も重要であること。
- ・ソーシャルキャピタルの醸成は、危機管理時に有効に機能することから、市町村等は、健康づくりを通じて、その醸成と結び付きを強めていく取組を推進する必要があること。

2 地域の特性をいかした保健と福祉の健康なまちづくりの推進

(1) 「地域保健対策の推進の基本的な方向」の「地域の特性をいかした保健と福祉のまちづくり」を「地域の特性を生かした保健と福祉の健康なまちづくり」として、次の事項を追加する。

- ・市町村は、住民のニーズを踏まえ、保健福祉サービスの実施体制を整備すること。
- ・市町村は、学校や企業などの地域の幅広い主体との連携を進め、住民との協働による健康なまちづくりを推進し、住民が等しく健康づくりに勤しむことができる環境を整備することが求められること。

(2) 「保健所及び市町村保健センターの整備及び運営に関する基本的事項」に「健康なまちづくりの広域的拠点」として次の事項を追加する。

- ・地域のソーシャルキャピタルの積極的な活用及び学校や企業等の関係機関との幅広い連携による健康なまちづくりを推進することが重要であること。
- ・保健所は、広域的な技術拠点として、地域の健康課題を把握し、生涯を通じて保健・医療・福祉サービスが提供されるよう市町村や関係機関の重層的な連携体制を構築すること。

3 医療、介護及び福祉等の関連施策との連携強化

「地域保健対策の推進の基本的な方向」に「医療、介護及び福祉等の関連施策との連携強化」として、次の事項を追加する。

保健、医療、介護及び福祉等との重層的な連携体制の構築のため、

- ・市町村は、保健と介護及び福祉を一体的に提供できる体制整備に努めること。

- ・ 都道府県及び保健所は、管内の現状を踏まえた急性期、回復期、維持期における医療、介護等のサービスの連携体制の強化に努めることが必要であること。
- ・ 医療連携体制の構築には、多くの医療機関等が関連するため、保健所が地域医師会との連携や協力の下、調整機能を発揮することが望まれること。
- ・ 保健所は、管内の健康課題等の把握、評価、分析及び公表を行い、市町村との圏域全体の情報共有化を進めること及び市町村との重層的な連携の下、介護及び福祉等の施策との調整についても積極的な役割を果たす必要があること。

4 地域における健康危機管理体制の確保

- (1) 「地域保健対策の推進の基本的な方向」の「地域における健康危機管理体制の確保」に「大規模災害への備え」及び「地域住民への情報提供」として、それぞれ次の事項を追加する。
 - ・ 都道府県及び市町村は、大規模災害時を想定し、被災地以外の自治体や国とも連携した情報収集体制や保健活動の全体調整機能、応援等の体制を構築すること。
 - ・ 国、都道府県及び市町村は、健康危機の発生時に地域住民が状況を的確に認識した上で行動ができるよう、関係者との相互の情報及び意見の交換（「リスクコミュニケーション」）の実施などにより、分かりやすく提供し共有するよう努めること。
- (2) 「保健所及び市町村保健センターの整備及び運営に関する基本的事項」の「地域における健康危機管理の拠点としての機能の強化」に次の事項を追加する。
 - ・ 健康危機管理に対する住民意識を高めるため、リスクコミュニケーションに努めること。
- (3) 「その他地域保健対策の推進に関する重要事項」の「地域における健康危機管理体制の確保」に次の事項を追加する。
 - ・ 都道府県は、健康危機事案の発生時に、有機的に連携した対応ができるよう、市町村と密接な連携体制を整えること。
 - ・ 大規模災害の発生に備えて、都道府県及び市町村は、地方自治体間で保健活動や情報収集・提供体制などの連携体制を構築するとともに、国は、広

域的な災害保健活動に資する人材の育成の支援や保健師等について迅速に派遣のあっせん・調整を行う仕組みの構築を行うこと。

- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、都道府県行動計画・市町村行動計画を速やかに策定すること。保健所及び地方衛生研究所は、その行動計画を踏まえ、地域の保健医療の管理機関としての役割を果たすとともに、市町村への技術的支援などを行うこと。

5 学校保健との連携

(1) 「その他地域保健対策の推進に関する重要事項」に「地域保健及び産業保健の連携」を「地域保健、学校保健及び産業保健の連携」として、次の事項を追加する。

- ・ 保健所及び市町村保健センターは、学校や地域の学校医等との連携を図る場である学校保健委員会やより広域的な協議の場に可能な限り参画し、連携体制の強化に努めること。
- ・ 地域保健の保健計画の策定に当たっては、学校保健及び産業保健との連携を図り、共通の目標と行動計画を立てること。

6 科学的根拠に基づいた地域保健の推進

(1) 「地域保健対策の推進の基本的な方向」に「科学的根拠に基づいた地域保健の推進」として、次の事項を追加する。

- ・ 国、都道府県及び市町村は、地域保健に関する情報の評価等を行い、その結果を地域保健に関する計画に反映させるとともに、関係者や地域住民に広く公表することを通じて、地域の健康課題と目標の共有化を図り、取組を一体的に推進することが重要であること。
- ・ 保健所及び地方衛生研究所は、技術的中核機関として情報の評価等を行うこと。

(2) 「保健所及び市町村保健センターの整備及び運営に関する基本的事項」の「市町村保健センターの運営」に次の事項を追加する。

- ・ 市町村は、保健所等による施策評価を参考に業務改善に努めること。

7 保健所の運営及び人材確保に関する事項

(1) 「保健所及び市町村保健センターの整備及び運営に関する基本的事項」

の「保健所の運営」に関する「専門的かつ技術的業務の推進」に次の事項を追加する。

- ・地域保健対策に関する専門的かつ技術的な業務について機能を強化するとともに、常に地域保健対策に対する地域ニーズの把握に努めた上で、専門的な立場から企画、調整、指導及びこれらに必要な事業を行うとともに市町村への積極的な支援に努めること。

(2) 「地域保健対策に係る人材の確保及び資質の向上並びに人材確保支援計画の策定に関する基本的事項」の「人材の確保」に次の事項を追加する。

- ・医師である専任の保健所長の確保が著しく困難である場合には、臨時に、地域保健法施行令第四条第二項に規定する地方公共団体の長の補助機関である職員を、保健所長として配置するよう努めること。

8 地方衛生研究所の機能強化

(1) 「地域保健に関する調査及び研究に関する基本的事項」の地方衛生研究所に関する記載を次のように改正する。

- ・地方衛生研究所は、保健所と連携しながら、地域における科学的かつ技術的に中核となる機関として、その専門性を活用した地域保健に関する調査及び研究を推進すること。

(2) 「その他地域保健対策の推進に関する重要事項」に「地方衛生研究所の機能強化」として、次の事項を追加する。

- ・都道府県及び政令指定都市は、サーベイランス機能の強化や迅速な検査体制の確立と検査精度の向上が求められていることを踏まえ、地域び技術的中核機関として、地方衛生研究所の機能の一層の充実強化を図ること。

9 快適で安心できる生活環境の確保

(1) 「地域保健対策の推進の基本的な方向」の「快適で安心できる生活環境の確保」に次の事項を追加する。

- ・都道府県、国等は、食中毒等に係る情報共有体制の強化や監視員等の資質向上等を通じて保健所の機能強化に努めること。

- ・都道府県、国等は、消費者、地域住民に対するサービスや食品の安全性などに係るリスクコミュニケーションを進めることが必要であること。

(2) 「その他地域保健対策の推進に関する重要事項」に「生活衛生対策」として次の事項を追加する。

- ・都道府県、政令市及び特別区は、生活衛生同業組合の有している役割を踏まえ、新規業者等に対して生活衛生同業組合についての適切な情報提供を行うなど、その機能や組織の活性化を図ること。
- ・都道府県、政令市及び特別区は、生活衛生関係営業については、地方自治体間で監視指導状況に大きな格差が生じている現状があり、監視指導の目標を設定するなど、住民が安心できる体制の確保を図ること。

(3) 「その他地域保健対策の推進に関する重要事項」の「食品衛生対策」を「食品安全対策」とし、次の事項を追加する。

- ・都道府県、政令市及び特別区並びに保健所は、食中毒等飲食に起因する事故に対して、食中毒調査支援システム（NESFD）等を活用すること及び、国、他の都道府県等及び関係部局と連携を図り、必要に応じて実地疫学専門家（FETP）などの支援も得ること。

10 国民の健康増進及びがん対策等の推進

(1) 「その他地域保健対策の推進に関する重要事項」の「国民の健康づくりの推進」を「国民の健康増進及びがん対策等の推進」とし、次の事項を追加する。

- ・健康増進計画の策定・実施等の取組を行う場合、都道府県及び保健所、市町村の保健衛生部局、医療機関等、学校、教育委員会、保険者等、地域産業保健センター等の産業保健関係機関に加え、ソーシャルキャピタルを活用した地域の健康づくりに関係するNPO等との連携及び協力も強化すること。
- ・地域のがん対策の推進に関し、都道府県及び保健所は、都道府県の策定する都道府県がん対策推進計画に基づき、がんの予防及び早期発見の推進等のために必要な施策を講じること。
- ・その際、健康増進法に基づき市町村が実施するがん検診が科学的根拠に基づいたものとなるよう市町村との連携を強化すること

- ・ 地域がん登録の推進により地域のがん対策の現状を把握し、医療連携や在宅医療・介護サービスとの連携を進めるため、地域の関係機関との連携を推進すること。
- ・ 地域の肝炎対策の推進に関し、都道府県及び保健所は、肝炎の予防及び早期発見の推進等のために必要な施策を講じること。
- ・ その際、市町村等が実施する肝炎ウイルス検査について、関係機関と連携し、地域における肝炎医療を提供する体制を確保すること。
- ・ 地域の歯科口腔保健の推進に関し、都道府県及び市町村は、関係機関等と連携し、地域の状況に応じた歯科口腔保健の基本的事項を策定するよう努めること。
- ・ 都道府県、政令市及び特別区は、保健所を中心として市町村や医療機関等と連携して歯科検診を実施するとともに、口腔保健支援センターを設け、情報提供、研修の実施その他の支援を行うこと。

1 1 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。